

「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の考え方(案)

1 制度の概要

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓書を提出した場合、市が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、宣誓書受領証等を交付する。

2 宣誓を行うことができる人(次のすべての要件を満たす人)

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している(市内への転入を予定している場合を含む。)こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 当事者同士が近親者(民法第 734 条から第 736 条に規定する結婚することができないとされる続柄)でないこと。

3 スケジュール(予定)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
市長記者会見	2/7					
岡山市男女共同参画専門委員会	2/7			5月中旬		
パブリックコメント		3/10	4/10			
パブリックコメント・岡山市男女共同参画専門委員会 意見まとめ						
パートナーシップ宣誓制度開始						7/1 開始 ★ を目指す